

「新型コロナウイルス関連情報」  
(その51:非常事態宣言の継続)

【ポイント】

- 東ティモール国内での新型コロナウイルスの累計感染者は、7月29日までの発表で、現在まで10,695人となっています。また、当局は変異株(デルタ株)の症例確認を発表しています。
- 東ティモール政府は、28日の閣議において、非常事態宣言を更に30日間継続することを決定しました。継続の期間は、8月1日0時00分から8月30日23時59分までです。また、東ティモール政府は、変異株(デルタ株)への警戒を更に強めています。
- 日本への帰国を予定(検討)されている在留邦人の方は、最新の日本の水際対策等を必ずご確認ください。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

(1)東ティモール国内での新型コロナウイルスの累計感染者は、7月29日までの発表で、現在まで10,695人となっています。エルメラ県ではここ数日、新規感染者数が多い状態(28日:123人、29日:112人)となっていますが、ワクチン接種が進む中、ディリ県での新規感染者数は引き続き低い水準で推移しています。

(2)統合危機管理センター(CIGC)は7月23日の記者会見で、オーストラリア(メルボルン)に送付した陽性300例のうち、変異株(デルタ株)4例が検出された旨発表しています(何れも、6月26日及び7月8日に入国した東ティモール人より検出)。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 ディリにおける非常事態宣言の継続

(1)東ティモール政府は、28日の閣議において、非常事態宣言を更に30日継続することを決定しました。継続の期間は、8月1日0時00分から8月30日23時59分までです。

(2)東ティモール政府は、隣国インドネシア国内での変異株(デルタ株)の感染状況を踏まえ、インドネシアとの陸上国境(東ヌサ・トゥンガラ州との国境)の封鎖(8月1日ま

で)や、不法入国者に対し罰金を科すなど国境警備の強化を行うとともに、デルタ株に対する不安の高まりを背景に更なる警戒を強めています。

(3)また、ディリ県における「Sanitary Fence」の措置も8月12日午後11時59分まで継続することを決定しています。COVID-19に対する完全なワクチン接種(2回接種)を証明できる個人、およびそれらに同行する6歳未満の子供以外の者に対して移動の制限が課されていますので引き続き注意してください。

(4)非常事態宣言下での措置は更に継続することとなりますので、在留邦人の皆様におかれては、ワクチン接種の完了をもって、感染防止対策をおろそかにすることのないよう、マスクの着用、手指の洗浄の励行、ソーシャルディスタンスの確保等、引き続き新型コロナウイルス感染対策を励行してください。

3 日本への帰国を予定(検討)されている在留邦人の方は、最新の日本の水際対策等を必ずご確認ください。

(1)日本の入国手続きにおいては、出国前72時間以内の出国前検査(検査証明書)の提出やスマートフォンの携行、必要なアプリの登録等、入国者に対し様々な措置がなされています。各措置内容は更新(所定フォームやアプリの変更等を含む)される場合がありますので、日本への帰国を予定(検討)されている在留邦人の方におかれては、以下の厚生労働省のホームページをご確認いただき、常に最新の情報を入手してください。

また、経由地の空港でのトランジット手続きにおいても、日本の水際対策に関連する各書類の提示を求められる場合がありますので留意してください。

○厚生労働省ホームページ(水際対策に係る新たな措置について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

(2)クアラルンプール国際空港(KLIA)での乗り継ぎについて

クアラルンプール国際空港(KLIA)での乗り継ぎ(トランジット)に伴う滞在時間は、最大24時間以内との情報があります。日本便を手配する際は十分に注意してください。

必要に応じ、チケットの手配先等に直接お問い合わせください。

(参考)

・在東ティモール・マレーシア大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/malawakildili/>

・Air Timor フェイスブック

[https://www.facebook.com/AirTimor.ManagedByNITA/?ref=py\\_c](https://www.facebook.com/AirTimor.ManagedByNITA/?ref=py_c)

○外務省ホームページ(新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

●在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-lesste

電話: (国番号+670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-lesste.emb-japan.go.jp>

メール: [ryoji.timor-lesste@di.mofa.go.jp](mailto:ryoji.timor-lesste@di.mofa.go.jp)

(了)